



# 令和4年4月1日から年金制度が変わります！



「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させるためのものです。

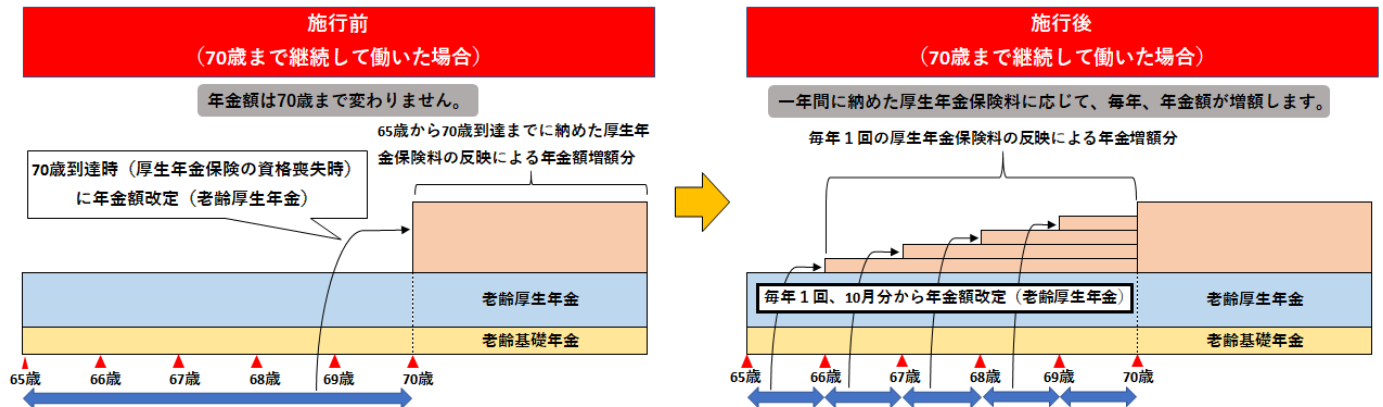
ここでは、令和4年4月1日施行予定の主な改正の概要をご説明します。

## 1 在職中の年金受給の在り方の見直し

### (1) 在職定時改定の導入

65歳以上の在職中の方の老齢厚生年金額は、現在では退職したとき、または70歳に到達したときのどちらかのタイミングを迎えるまで、年金額の改定はされませんでした。

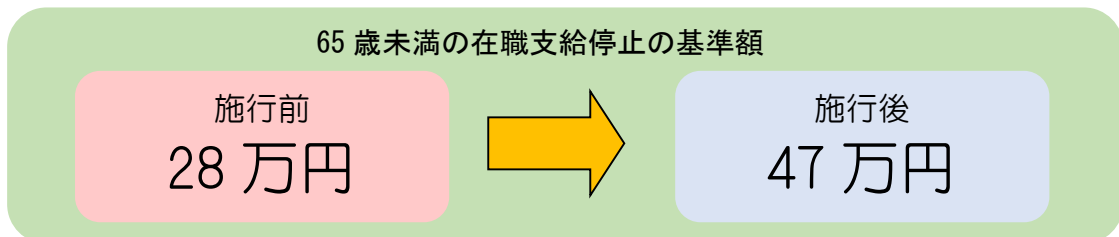
制度改正後は、在職中であっても、毎年1回、10月分の年金から、納めた厚生年金保険料を年金額に反映させるための改定を行います



### (2) 在職老齢年金制度の見直し

在職老齢年金制度とは、就労し、賃金(総報酬月額相当額)と年金(基本月額)の合計額が基準額以上になる60歳以上の老齢厚生年金受給者を対象として、年金の全部または年金の一部を支給停止する制度です。

現行の支給停止の基準額は、65歳未満は28万円、65歳以上は47万円に分けられていますが、制度改正後は65歳未満の基準額も65歳以上の基準額である47万円に引き上げられます。



$$\text{支給停止額(月額)} = \{(\text{基本月額} \times 1 + \text{総報酬月額相当額} \times 2)\} - \text{“基準額”} \times 1/2$$

#### 【支給停止額の計算式】

※1 基本月額とは、老齢厚生年金額(報酬比例部分)を12で除して得た額。

※2 総報酬月額相当額とは、在職停止の対象となる月の標準報酬月額に、その月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除した額を合算して得た額。

## 2 受給開始時期の選択肢の拡大

### (1) 繰下げ受給の上限年齢の引上げ

現在、年金受給の繰上げ・繰下げ制度を利用することにより 60 歳から 70 歳までの間から受給開始時期を選択できますが、制度改正後は、繰下げ年齢の上限が 75 歳に引き上げられます。

なお、繰下げ時の増額率については、現在の 1 月あたり 0.7% から変更はありません。

令和 4 年 4 月 1 日以降に 70 歳に到達する方（昭和 27 年 4 月 2 日以降生まれの方）が対象になります。

### (2) 繰上げ減額率の見直し

繰上げ制度を利用し 65 歳よりも前に老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給を開始した場合、繰上げた期間に応じて一定率が減額されます。

現在の減額率は 1 月あたり 0.5% ですが、制度改正後は 0.4% に引下げられます。なお、繰下げ時の増額率については、現在の 1 月あたり 0.7% から変更はありません。

令和 4 年 4 月 1 日以降に 60 歳に到達する方（昭和 37 年 4 月 2 日以降生まれの方）が対象になります。

受給開始年齢	減額率	
	施行前	施行後
60 歳	-30%	-24%
61 歳	-24%	-19.2%
62 歳	-18%	-14.4%
63 歳	-12%	-9.6%
64 歳	-6%	-4.8%

## 3 加給年金の支給停止ルールの改善

厚生年金保険に 20 年以上加入し 65 歳から受給できる老齢厚生年金の受給者に、65 歳未満の配偶者（※）がいる場合には加給年金額が加算されます。

現行の制度では、配偶者の年金が在職老齢年金制度により全額停止している場合は加給年金額が加算されていましたが、改正後は、加給年金額は全額停止となります。

（※） 配偶者自身の厚生年金保険の加入期間が 20 年以上あり、老齢厚生年金又は障害年金を受給していない者。

	改正前	改正後
配偶者の年金 停止なし	加給年金額停止	加給年金額停止
配偶者の年金 一部停止	加給年金額停止	加給年金額停止
配偶者の年金 全額停止	加給年金額支給	加給年金額停止

施行日（令和 4 年 4 月 1 日）の前日において加給年金額が加算されている老齢厚生年金又は障害厚生年金の受給者で、今回の制度改正により加給年金額の支給停止の対象となる方については、経過措置により、加給年金額の支給停止は行われません。

#### 4 短期滞在の外国人に対する脱退一時金制度の見直し

##### (1) 脱退一時金の支給上限年数の見直し

日本国籍を有しない方が、厚生年金や国民年金の被保険者資格を喪失して日本を出国した場合、脱退一時金を請求することができます。

支給額は被保険者であった期間に応じて計算されますが、支給上限年数が3年から5年へ引き上げられます。

##### (2) 短期滞在の外国人に対する年金払い退職給付の脱退一時金の新設

組合員期間が1年以上ある日本国籍を有しない方で、その組合員期間に係る厚生年金の脱退一時金を請求した方は、年金払い退職給付についても脱退一時金を請求できるようになります。その請求があったときは、退職した日における給付算定基礎額の2分の1に相当する金額が一時金として支給されます。